



平成 24 年 10 月 23 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号  
株式会社三栄建築設計  
代表取締役社長 小 池 信 三  
(コード番号:3228 東証・名証 第一部)  
問合せ先: 取締役管理本部長 吉川 和男  
電話番号: 03-5335-7233 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、平成 24 年 11 月 27 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 会社の規模及び業容の拡大に伴い、将来の取締役の増加に備えるため、取締役の員数を 5 名以内から 10 名以内に変更するものであります。(現行定款第 18 条)
- ② 社外取締役、社外監査役及び会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、会計監査人については、会社法第 426 条に基づく責任免除の規定を削除するものであります。(現行定款第 29 条、第 40 条及び第 45 条)

なお、社外取締役の責任限定契約の規定(現行定款第 29 条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 11 月 27 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 11 月 27 日 (火曜日)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>〈新設〉</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める賠償責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>(省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (監査役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第44条（条文省略）</p> <p><u>第45条（会計監査人の責任免除）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>当社は、取締役会の決議によって、 会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める賠償責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第44条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第45条（会計監査人の責任限定）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条（現行どおり）</p>